

65歳以上限定

プール使用料が「シルバー健康づくり登録証」の提示で

半額

2時間までの使用料

対象者

島原市内に住所を有する**65歳以上**の方で、
令和6年度または令和7年度に**特定健診やがん
検診等を受診した人**

使用料

島原市温水プール **220円/2時間** (通常料金 440円)
島原市有明プール **150円/2時間** (通常料金 300円)

登録証の交付を受けるには、下記窓口にて手続きが必要です。

受付開始日

令和7年11月4日(火)～

受付窓口

島原市保健センター・有明保健センター
市役所保険健康課 ・有明支所

持参するもの

- ① 令和6年度または令和7年度に特定健診やがん検診等を受診したことがわかる書類
- ② 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

【問い合わせ先】

島原市保健センター (☎ 64-7713)

島原市温水プールがよいよオープン!

市民の皆様の利用開始は令和7年11月18日(火)からです!

建設中でありました、島原市温水プールが完成いたしました。
皆様のご利用をお待ちしております。

「施設案内」

- 1 館内設備
25mプール、幼児用プール、歩行専用プール
- 2 開館時間
午前10時から午後8時まで
- 3 休館日
毎週月曜日、12月29日から翌年1月3日
- 4 使用料
裏面をご覧ください。

《 11月15日 オープニングセレモニー 》

※利用開始に先立って、関係者のみでの開催になります。

《 11月16日 オープン記念大会 》

2025年度第30回長崎県ジュニア秋季水泳競技大会

兼2025年度第48回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会長崎県予選会



ネーミングライツパートナー
(命名権者)募集中!

詳細は市HPこちらから →



～シルバー健康づくり支援事業のご案内～

市内に住所を有する65歳以上の方で、特定健診(後期高齢者健診)や人間ドック、がん検診等を受診した方は、プール使用料の半額でプールを利用することができます。

利用するにあたっては、市窓口へ登録が必要です。健診結果等を持参し、シルバー健康づくり登録証の交付を受けてください。

- 1 登録受付開始日:令和7年11月4日(火)
- 2 登録受付場所:市保健センター(島原、有明)保険健康課(本庁)、有明支所
- 3 持参するもの:令和6年度または令和7年度に健診を受診したことが確認できる書類、
本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
- 4 利用可能施設:島原市温水プール、有明プール
- 5 利用時間:入館から退館まで(2時間)
- 6 利用開始日:令和7年11月18日(火)

【お問い合わせ先】

島原市温水プール関連
島原市教育委員会スポーツ課
TEL:0957-68-5474

シルバー健康づくり支援事業関連
島原市保健センター
TEL:0957-64-7713

「シルバー健康づくり登録証」の利用方法について

利用料金

プールを利用する際に、登録証を提示することで通常料金の半額でプールを利用することができます。

島原市温水プール 220円/2時間まで
島原市有明プール 150円/2時間まで

利用方法

プール使用料を支払う際に、窓口へ「シルバー健康づくり登録証」を提示してください。

利用回数

1施設1日1回まで利用できます。

有効期限

令和8年3月31日まで

注意事項

- 1 登録証を提示できない場合は、通常料金となります。
- 2 登録証は、本人以外使用できません。
- 3 2時間は入館から退館までの時間です。
- 4 有効期限を過ぎた登録証は、使用できません。
- 5 登録証を紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。
- 6 令和8年4月1日からの登録証の交付は、3月下旬頃から受付開始予定です。

お問合せ先 島原市保健センター（☎64-7713）